

第 56 回 金沢市都市計画審議会議事録

1 . 日時

平成 20 年 2 月 26 日 (火) 14:00 ~ 16:00

2 . 場所

金沢市役所 7 階 全員協議会室

3 . 出席委員

学識経験者

池本 良子	金沢大学大学院教授
坂本 英之	金沢美術工芸大学教授
高山 純一	金沢大学大学院教授
中村 明子	弁護士
馬場先 恵子	金沢学院大学准教授
半田 隆彦	金沢経済同友会都市活性化委員長
森 俊偉	金沢工業大学教授
山田 文代	石川県建築士会評議員

市議会議員

増江 啓	金沢市議会副議長
田中 展郎	金沢市議会総務常任委員長
福田 太郎	金沢市議会都市整備常任委員長

関係行政機関

勝山 達郎	石川県農林水産部長 (代理)
小間井 孝吉	石川県土木部長 (代理)
與野木 昭二	石川県警察本部交通部長 (代理)

市民

高田 千恵子	金沢市校下婦人会連絡協議会長
鶴山 務	金沢市町会連合会長

司会

定刻となりましたので、只今より第 56 回金沢市都市計画審議会を開催させていただきます。本日の都市計画審議会では、計画案件 12 件、計画原案 1 件についてご審議いただき予定となっております。どうか充分なご審議をお願い申し上げます。議事に先立ちまして、金沢市都市整備局長坂戸より一言、ご挨拶申し上げます。

坂戸局長

都市整備局長の坂戸でございます。本日は委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

今年度は5月・8月・10月に審議会を開催させていただき、本日は平成 19 年度最後の審議会になるかと思えます。案件数は例年になく多かったです。これまでご審議いただいた案件につきましては、順次決定手続きがなされております。この場を借りてお礼申し上げます。先ほど司会からの紹介もございましたが、本日の案件は、計画案件 12 件、計画原案 1 件の予定となっております。どうか充分なご審議の程をよろしく願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

司会

それでは、議事に入ります。森会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。会長よろしく願いいたします。

会長

最初に、事務局の報告によりますと、ただいま委員 20 名のうち 16 名が出席していますので、金沢市都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定に照らし、本会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。

まず、委員の異動がありましたので事務局より報告願います。

司会

それでは、新たに就任されました委員をご紹介申し上げます。金沢市議会 副議長の増江啓委員でございます。どうぞよろしく願いいたします。

会長

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第 7 条の規定によりまして議事録の署名委員を指名させていただきたいと思えます。池本委員、坂本委員をお願いしたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

会長

それでは、審議に入りたいと思えます。まず、「議案第 263 号 金沢都市計画 都市計画区域の変更（大野町新町、栗崎町 4 丁目地区）」について事務局から説明願います。

事務局

議案第 263 号 金沢都市計画 都市計画区域の変更についてご説明いたします。お手元の議案書の 2 ページから 4 ページに、図面を添付しておりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

まず、お手元の議案書の 3 ページをお開き下さい。今回、都市計画区域の変更いたします位置をご説明いたします。こちらの金沢港に面する赤色の地区が、今回ご提案させていただきます都市計画区域に取り込む区域でございます。議案書の 4 ページをお開き

下さい。こちらは拡大図でございます。赤枠の地区が都市計画区域に取り込む区域でございます。今回の変更区域は、大野町新町、大野町4丁目、栗崎町4丁目の各一部、24.8haでございます。

現在、金沢港及び港周辺においては、金沢世界都市構想第2次基本計画や金沢港港湾計画に基づき、国際交流拠点に向けた、整備充実を図っているところであります。すでに臨港道路大浜御供田線が完成したほか、金沢港多目的国際ターミナル整備関連事業が着々と進められており、今年の秋には、金沢港大深水岸壁の暫定供用が予定されています。このように、金沢港周辺に必要な産業拠点の受け皿となる総合的な土地利用計画が明らかとなったため、都市計画区域を拡大するものです。

こちらは現地の航空写真でございます。本地区は昭和55年に金沢港の浚渫土で埋め立てた地区でございます。前回の都市計画審議会では、港湾計画の改訂が定まっておらず、ゴルフ場等の敷地を区域に含めて、ご提案させていただきましたが、ゴルフ場等が、昨年11月に開かれた石川県地方港湾審議会において、ひきつづき交流厚生用地として位置づけられており、今後ともゴルフ場継続意向が非常に強いこと、更に議案第268号でご提案いたします臨港地区の拡大範囲に含まれていないことなどから、都市計画区域の変更区域は赤枠の区域としております。最後に、今回の都市計画区域の拡大に伴い、金沢市の都市計画区域の面積は22,300haから、22,325haになります。

以上でございます。

会長

それでは、ただいま説明がありました内容について、質問とか、意見がありましたらお願いしたいと思います。

A委員

両脇に細長く伸びた部分を都市計画区域に含めた理由は何かあるのでしょうか。

事務局

両脇の細長い箇所は道路部分になります。港湾計画において交通機能用地として位置づけられている地区でございます。今回臨港地区に含めるために都市計画区域に取り込みますとともに、市街化区域に指定するものでございます。

会長

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。それでは特にご意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

(異議なし)

会長

それでは、「議案第264号 市街化区域および市街化調整区域の変更(大野町地区、栗崎4丁目地区)」について事務局から説明願います。

事務局

議案第264号 金沢都市計画 市街化区域及び市街化調整区域の変更についてご説明いたします。お手元の議案書の5ページから7ページに、図面を添付しておりますのでこちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

お手元の議案書は6ページをお開き下さい。今回市街化区域へ編入いたします区域を

ご説明いたします。こちらの赤色の区域が、今回の編入区域でございます。今回の編入区域は、議案第 263 号により都市計画区域に取り込みました大野町地区及び既に地区計画が設定されております栗崎地区の合計 38.6ha でございます。

こちらは、現地の航空写真でございます。先ほどの議案第 263 号において、ご説明いたしました変更の理由と同様に、臨港地区としての総合的な土地利用計画が明らかとなったため、今回市街化区域の編入を行うものでございます。なお、土地利用計画としましては、工業系土地利用を予定しております。この結果、金沢市における市街化区域の面積は 8,534ha から 8,573ha になります。

最後に、本案件について平成 20 年 2 月 8 日から 2 月 22 日までの 2 週間、公衆の縦覧の用に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

会長

それでは、ただいま説明がありました内容について、質問とか、意見がありましたらお願いしたいと思います。

会長

特にご意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

(異議なし)

会長

それでは「議案第 268 号 金沢都市計画 臨港地区の変更(大浜地区、北地区)」について事務局から説明願います。

事務局

議案第 268 号 金沢都市計画 臨港地区の変更についてご説明いたします。お手元の議案書の 8 ページから 10 ページに図面を添付しておりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

まず、お手元の議案書の 9 ページをお開き下さい。今回臨港地区を拡大する位置をご説明いたします。図面中央左の赤で囲まれた地区が今回拡大いたします大浜地区と北地区です。なお、図面青で囲まれた区域が既に指定されている臨港地区の区域で、328ha ございます。

議案書は 10 ページをお開き下さい。大浜地区と北地区の拡大図です。図面青で囲まれた区域が既に指定されている臨港地区の区域です。図面中央の赤で囲まれた地区が今回臨港地区を拡大する大浜地区 46ha と北地区 18ha で、合計 64ha です。

こちらは現地の航空写真です。現在金沢港におきましては、大野町新町等で大水深岸壁整備や緑地整備が行われるとともに、背後用地においては企業が立地を予定しております。また、港湾計画におきましては、これらの地区を工業用地、ふ頭用地及び交通機能用地等に位置づける見直しが行われております。この見直しに併せまして、港湾における諸活動の円滑化を図り、港湾機能が確保できるようにするため、今回、臨港地区の変更を行うものでございます。この臨港地区ですが、区域に指定されますと 5,000 m²を超える区画形質の変更又は延べ床面積 2,500 m²を超える建築物の建築に際しては、港湾管理者に届け出が必要となります。この場合、開発行為等が港湾計画に照らして不適切な場合には、是正勧告措置をとれることとなります。

最後に、本案件について平成 20 年 2 月 8 日から 2 月 22 日まで 2 週間、公衆の縦覧の

用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

会長

それでは、ただいま説明がありました内容について、質問とか、意見がありましたらお願いしたいと思います。

A 委員

本質的な話ではないのですが、臨港地区の地区名の呼び方と、都市計画区域の地区名の呼び方が違う理由を教えて欲しいのですが。

事務局

臨港地区につきましては、説明資料の青い部分をまとめて金沢港臨港地区という呼び方をしています。今回お諮りするの赤い部分について拡大するというので、呼び方は港湾計画の中で幾つか分けて位置付けをして、全体を金沢港臨港地区としています。

A 委員

元々の大野町地区、栗崎 4 丁目地区の呼び名では問題があるのですか。

事務局

臨港地区につきましては、臨港地区の計画における区域割りで名称を付けております。なお、市街化区域および市街化調整区域の決定の際には大野町地区、栗崎 4 丁目地区という名称としたのですが、こちらは現在の町単位で指し示したものであり、市街化区域に組み入れた後に地区名として残るものではございません。今回の決定でどの町が市街化区域に組み入れられたのかということをお示しする便宜的なものでございます。

B 委員

今後大きな発展が望まれる地域かと思いますが、此处一帯に関わる交通体系についてどのようにお考えでしょうか。

事務局

交通体系につきましては、大浜御供田線が港湾計画の中で整備がなされております。一方では臨港線や北安江栗崎線に繋がる道路も既に整備されておりまして、また、もう一つ、能登連絡道路の直線化の計画がありますので、これらを一体的に利用する形になるかと考えております。

会長

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは特にご意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

(異議なし)

会長

それでは「議案第 269 号 金沢都市計画 用途地域の変更（大野町新町、栗崎町 4 丁目地区、太陽が丘地区）」について事務局から説明願います。

事務局

議案第 269 号 金沢都市計画 用途地域の変更（大野町新町、栗崎町 4 丁目地区）についてご説明いたします。お手元の議案書の、11 ページから 13 ページに計画表と図面を添付しておりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

お手元の議案書は 13 ページをお開き下さい。今回、用途地域を変更いたします区域をご説明いたします。今回、変更いたします区域は、先ほど議案第 264 号でご説明いたしました市街化区域への編入区域と同区域でございます。こちらの赤色の区域が、用途を変更いたします区域でございます。今回の変更区域は、大野町地区 23.0ha、栗崎地区 15.6ha の、合計 38.6ha でございます。本地区は、都市計画マスタープラン及び港湾計画において工業用地として位置づけられており、この方針に即し適切な土地利用を図るため、市街化区域の編入に併せて、工業専用地域（容積率 200%、建ぺい率 60%）を指定するものであります。

なお、本案件について、平成 20 年 2 月 8 日から 2 月 22 日まで 2 週間、公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

大野町新町、栗崎町 4 丁目地区の説明は以上でございます。

会長

それでは、ここまでの説明について、質問とか、意見がありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。それでは引き続き、太陽が丘地区の説明をお願いします。

事務局

引き続き、議案第 269 号 金沢都市計画 用途地域の変更（太陽が丘地区）についてご説明します。お手元の議案書は、14 ページから 15 ページに図面を添付してございますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

議案書は 14 ページの位置図をご覧下さい。今回用途地域を変更する太陽が丘地区の位置をご説明いたします。こちらが県道芝原・石引町線です。こちらが北陸大学です。こちらが太陽が丘住宅地です。図面の赤で囲まれた地区が今回用途地域の変更をいたします太陽が丘地区です。

議案書は 15 ページをご覧下さい。太陽が丘地区の拡大図です。こちらが県道芝原・石引町線です。こちらが太陽が丘住宅への入口です。こちらが太陽が丘住宅地です。赤で囲まれた地区が今回の用途変更を行います太陽が丘地区で、区域面積は 22.8ha です。

本地区は、区画整理事業の進捗に伴い、現在の暫定用途地域の第 1 種低層住居専用地域（容積率 50%、建ぺい率 30%）から、土地利用の方針に沿って、本用途地域に変更するものであります。まず、区域東側と北側の一部の 14.7ha には、良好な低層住宅地を供給するため、第 1 種低層住居専用地域（容積率 80%、建ぺい率 50%）を指定するものであります。また県道芝原・石引町線寄りの、北側の一部 8.1ha におきましては、共同住宅等の立地誘導を図るべく、第 1 種中高層住居専用地域（容積率 200%、建ぺい率 60%）を指定するものであります。

なお、本案件は平成 20 年 2 月 1 日から 2 月 15 日まで 2 週間公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

会長

それでは、ただいま説明がありました内容について、質問とか、意見がありましたらお願いしたいと思います。

C委員

これまでの太陽が丘地区の住宅化率はどれくらいなのでしょう。

事務局

住宅化率につきましては、数値で把握はしておりませんが、現地を見る限りにおきましては、大方埋まっているといった感じでございます。

A委員

この地区に高さ規制はかかっているのでしょうか。容積率 200%ですと、大きい建物も建てられるように思うのですが。

事務局

次の議案で当地区の地区計画の説明をさせていただきますので、高さ規制はその中で話となります。

A委員

わかりました。住環境の良好な地区ですので、山の上に大きなものが建つとどうかと思いましたので。

事務局

太陽が丘地区では既に地区計画が導入されていますので、今回新規に追加する区域につきましても、地区計画で最高高さ 15mとして、周囲の稜線を犯さない高さでのお示しをさせていただきます。

会長

進め方の問題かと思いますので、一度区分けをした方が良いと思います。まず大野町新町、栗崎町 4 丁目地区の用途地域の変更についてはよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

それではこの地区については原案通り答申するというので、確認したいと思います。次に、太陽が丘地区の用途地域の変更につきましては、同じエリアに地区計画をかける予定になっていますので、その説明も受けた上で、再度用途の変更についても確認するというやり方でよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは、「議案第 270 号 金沢都市計画 地区計画の決定(太陽が丘東部地区)」について事務局から説明願います。

事務局

議案第 270 号 金沢都市計画 太陽が丘東部地区地区計画の決定についてご説明します。お手元の議案書、16 ページから 20 ページに図面等が添付してございますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

議案書 19 ページの位置図をご覧ください。位置につきましては先ほどご説明いたしましたこちらの太陽が丘東部地区になります。本案件は、太陽が丘土地区画整理事業地約 22.8ha において、事業の進捗により用途地域を第一種中高層住居専用地域と第一種低層住居専用地域に変更することに伴い、適切な土地利用を誘導するために新たに地区計画を定めるものです。

議案書 20 ページの計画図をご覧ください。こちらが県道芝原・石引町線です。地区の区分は、緑で色塗りされた北側の地区については、共同住宅等を誘導する土地利用の方針として中層住宅地区に、その南側、青で色塗りされた地区については戸建低層住宅を誘導する土地利用の方針として低層住宅地区とします。これら 2 つの地区について、それぞれの土地利用方針に応じた地区整備計画を定めるものです。参考としまして、太陽が丘東部地区の西側にある黄色で色塗りされた（点線で囲われた）区域は、すでに都市計画決定されている太陽が丘西部地区の地区計画区域となります。

こちらは地区計画区域内の道路区分図になります。ピンクで色塗りされた道路が、幹線道路になります。オレンジで色塗りされた道路が準幹線道路になります。こげ茶で色塗りされた道路が、コミュニティ道路になります。黄色で色塗りされた道路が、区画道路になります。緑で色塗りされた道路が、歩行者専用道路になります。

議案書 16 ページをご覧ください。地区整備計画についてご説明いたします。まず用途の制限の項目ですが、中層住宅地区につきましては、一戸建ての専用住宅又は兼用住宅を制限します。低層住宅地区につきましては建築できる用途としまして、専用住宅や、学習塾、華道教室、囲碁教室、アトリエ又は工房を兼ねる兼用住宅、幼稚園、保育所又は集会場、そして公益上必要があると市長が認めるものとなります。

議案書 17 ページをご覧ください。敷地面積の最低限度につきましては 200 m^2 とします。壁面の位置の制限ですが、中層住宅地区につきましては、道路境界線までの距離を 2 m 以上に、隣地・公園・水路もしくは歩行者専用道路の境界線までの距離を 1.5m 以上とします。ここで、独立した車庫及び物置その他これらに類するものに関しては緩和規定がございます。低層住宅地区につきましては、幹線道路及びコミュニティ道路の境界線までの距離を 2 m 以上、その他道路及び隣地等の境界線までの距離を 1.5m 以上とします。こちらにも、独立した車庫及び物置等に関して、緩和規定がございます。高さの最高限度につきましては、中層住宅地区は 15m とします。次に形態又は意匠の制限の項目ですが、屋根の色につきましては黒、濃グレー、濃茶を基調とし、外壁の色はグレー、茶等を貴重とした落ち着いた色調とします。広告物につきましては、自己用とし、道路及び隣地境界線から 1 m 以上後退したもの、屋上又は屋根面に設置しないことがございます。広告物の全体表示面積は、中層住宅地区につきましては 5 m^2 以下、低層住宅地区につきましては 1 m^2 以下とし、独立広告物の高さにあっては中層住宅地区では 6 m 以下、低層住宅地区では 3 m 以下とします。また、低層住宅地区につきましては勾配屋根とします。

議案書 18 ページをご覧ください。最後に垣又はさくの構造の制限ですが、幹線道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生け垣又は地盤面からの高さが 1.2m 以下のフェンスとし、道路面からの高さが 0.5m 以下で奥行きが 0.6m 以上の植栽帯を設けることとします。コミュニティ道路との境につきましては、生け垣又は地盤面からの高さが 1.2 m 以下のフェンスとします。準幹線道路及び区画道路との境につきましては、生け垣とし、道路面からの高さが 0.5m 以下で奥行きが 0.4m 以上の植栽帯を設けることとします。歩行者専用道路との境につきましては、生け垣とします。隣地境界に垣又はさくを設置する場合は、生け垣又はフェンスとします。

なお、平成 20 年 2 月 1 日から 2 月 15 日まで 2 週間公衆の縦覧の用に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。

事務局

一つだけ補足させていただきます。当地区計画の低層住宅地区については高さ規制が入っておりません。これにつきましては、第一種低層住居専用地域ということで、用途地域をかけた段階で高さ 10m という制限がかかってきますので、地区計画でさらに上乘せ表記することはしておりません。実質的には中層住宅地区が 15m、低層住宅地区が 10m ということをご理解いただければと思います。

会長

それでは、ただいま説明がありました内容について、用途地域の変更も含めまして、質問とか、意見がありましたらお願いしたいと思います。

D 委員

太陽が丘における新しい地域の地区計画ということですが、参考までに、これまでの地区計画と違いがあるのかどうか教えていただけますか。

事務局

太陽が丘西部地区の地区計画につきましては、基本的に今回の東部地区と同じ内容になりますが、第二種住居地域での高さ規制は 20m となっております。もう一つ、第一種中高層住居専用地域では北陸大学の女子寮があり、そこでは 25m の高さ規制となっております。なお、低層住宅地区につきましては内容的には同じでございます。

B 委員

参考までにお聞きしたいのですが、この辺りは景観区域に入っているのですか。

事務局

景観条例の区域には入っておりません。ちなみに西部地区の地区計画は、平成 9 年に定めたものですが、此処は稜線をかなり意識した形になっておりますので、芝原・石引線の稜線から上を出ないような、浅野川から見ても突出していないような形で 15m という高さを設定してございます。高さの議論につきましては、実際のところ、北陸大学の薬学部が 4 年制から 6 年制へ移行するに伴い、県外からの学生の数が増えるということで、その先を見据えた形で、中高層の建築物について制御をかけていきたいと聞いております。

会長

よろしいでしょうか。それでは確認させていただきますが、まず議案第 269 号の太陽が丘地区の用途地域の変更については、本案件通り答申するという事によろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

それからもう一点、議案第 270 号の地区計画の決定につきましても、特にご意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

(異議なし)

会長

それでは「議案第 271 号 金沢都市計画 道路の変更（本町玉川町線）」について事務局から説明願います。

事務局

それでは、議案第 271 号についてご説明いたします。お手元の議案書では 22 ページから 24 ページに、計画書と位置図並びに計画図が添付してございますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。なお、議案第 271 号本町玉川町線の変更につきましては、一部が県道で 2 車線の道路ですので、県決定となります。

まず、位置についてです。議案書では 22 ページになります。本案件の、本町玉川町線は、金沢駅前から武蔵に向かう金沢駅通り線から玉川図書館前へ続く、延長 L=660m の路線です。この本町玉川町線と、金石街道線が交差する白銀交差点から、玉川図書館前までについて、現在の事業所等の利用が多い沿道利用状況を考慮し、幅員を 16m から 14m へ変更するとともに、橋場若宮線との交差点についても線形を変更するものです。

次に、新旧対照の計画図でございます。議案書では、23 ページになります。現計画では、五差路の変則交差点や三角形の変形街区ができることから、良好な土地利用ができない状況となっておりますので、現道を活用した線形に変更を行うものであります。

こちらは、先ほどの計画図を拡大したもので、左が白銀交差点付近、右が玉川図書館前でございます。青い線が現在の計画線、赤い線が今回の変更案となっております。本路線は、以前本町泉本町線として計画決定されていた路線で、本町から泉本町までを結ぶ都市内の幹線道路として位置付けされておりましたが、平成 19 年 2 月の長期未着手都市計画道路見直しの際に、橋場若宮線から泉野野々市線までの区間を廃止し、地区内の連絡を主たる目的とする道路となっており、今回沿道の土地利用の状況を考慮し、1.5 m の停車帯を 0.5m の路肩に変更することにより、幅員を 16m から 14m へ変更するものです。これにより、事業の支障となる建築物は 25 件から 11 件へと少なくなります。

次に標準断面図でございます。議案書では、24 ページになります。当地区は、事業所系の土地利用が進んでおり、荷下ろし車両等の停車需要が少ないことから、1.5m の停車帯を 0.5m の路肩へ変更し、車道を 9 m から 7 m へ変更するものです。また、現況の道路幅員は約 10m で、内訳は車道が 7 m、歩道が両側にあり、それぞれ 1.5m となっておりますので、全線にわたり一様ではありませんが、車道幅はそのままで、歩道について現道から両側に 2 m ずつ広げるような計画となります。

続きまして現況の写真でございます。左が旧メルパルク前で、歩道が狭く 1.5m しかありませんが、計画では車道はこのままで、歩道が両側にそれぞれ 2 m 現況より広がります。また、右が玉川図書館前で、今回の終点部の変更により、写真の現道を活かした線形へ変更となりますので、画面向かって右側へ片押しで約 4 m 広がることとなります。

なお、本案件につきましては 2 月 8 日から 2 月 22 日まで公衆の縦覧の用に供しましたが、意見書の提出がなかったことを申し添えます。

以上が、本町玉川町線の説明でございます。

会長

それでは、ただいま説明がありました内容について、質問とか、意見がありましたらお願いしたいと思います。

E 委員

長期に渡って規制がかかっていた路線であり、今回新たに削除された部分も出ていますが、地権者の方々には十分な説明をされたのか、お伺いいたします。

事務局

議案書で青く着色した部分が今回廃止した区間ということで、地域の皆様方には地元説明会を開催しまして、今回の計画に直接関わる方々にはほとんど出席していただき、変更内容についてご了解いただけたと認識しております。地域の中では、いつ事業に取りかかるのか、このままでも良いのではないかとといった意見もございましたが、我々としては 1.5m程度しかない歩道を拡幅して、安全に歩ける環境にしたいということで、地域の皆様にご理解いただいたということでございます。

B 委員

本旨から外れるかもしれませんが、歩道の拡幅にあたって電線類の地中化はお考えなのでしょうか。

事務局

電線類の地中化につきましては、五箇年計画で国・県・市・電線管理者と協議をしながら事業の方向性を進めているところです。来年度の計画見直しにあたり、歩ける環境の整備を考えますと、地中化を優先すべき区間になるかと思えます。ただ、こちらの道路と並行して玉川商店街があり、地域の中では商店街の地中化を優先してやって欲しいといった要望もあり、我々としては、優先順位をつけた上で、各管理者と協議しながら進めていきたいと考えております。

A 委員

二点、お聞きしたいことがあります。金沢駅通り線からの交通の連続性を考えますと、白銀交差点までの幅員が 16mなののでしょうか。要は白銀交差点から幅員が 14mに変わるにあたり、走行時の違和感が大分違うのではないかと少し気がかりな点が一点です。もう一つは、走りやすさからしますと、停車帯としての 1.5mから路肩の 0.5mに変更するのでは、走りやすさが随分違ってきますので、その分容量がかなり落ちてしまいますが、その辺の検討はされているのでしょうか、以上二点についてお聞かせ願います。

事務局

白銀交差点から駅通り線までの間につきましては、従来の決定通り 16mとしています。この区間につきましては、再開発事業で片側だけ整備された部分もございますし、既存の道路自体が比較的計画幅員が確保されているという現状があります。この本町玉川町線自体は道路計画の見直しにより、金沢市内の広域的な幹線網というよりは、沿線の方々を幹線網にのせるための準幹線的な、かつて本町泉本町線という市街地を貫いていた幹線網とは位置づけが異なってきております。そういった中で、白銀交差点から駅通り線までの間は幹線道路である駅通り線と金石街道線を結ぶ位置づけで現決定のままとしております。一方で白銀交差点から玉川町までの間につきましては、今度新しく整備される玉川こども図書館もあり、車を捌くというよりは、歩行環境の整備のための歩道拡幅と考えております。委員のご指摘のとおり、停車帯が 1.5mあった方が走行性が良いのに違いないのですが、この沿道周辺的环境を考えますと、走行性を優先するよりは路肩 0.5mで何とかやりくりしたい、そして既存のまちなみを壊すのをなるべく抑えたいという中で、今回の案を採用させていただきたいというご提示でございます。

会長

ほかにはよろしいでしょうか。それでは、幾つかの意見が出たかと思いますが、今後の事業を進めていく上で参考意見として取り扱って頂いて、本案件通り答申として進めて

いきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは「議案第 265 号 金沢都市計画 道路の変更(西金沢駅通り線、松島西金沢線)」「議案第 266 号 金沢都市計画 道路の変更(西金沢駅前広場線)」「議案第 267 号 金沢都市計画 公園の変更(西金沢 2 丁目公園)」については関連がございますので、一括して事務局から説明願います。

事務局

議案第 265 号及び議案第 266 号 金沢都市計画 道路の変更、議案第 267 号 金沢都市計画 公園の変更について、この 3 つの案件は互いに関連がありますので併せてご説明いたします。お手元の議案書 25 ページから 35 ページに計画書と図面が添付してございますので、こちらのスクリーンと併せてご覧ください。

本案件は、北陸新幹線建設に伴い西金沢駅周辺の基盤整備を図るための都市計画道路の変更及び公園の変更であり、対象としまして 3 つの路線と 1 つの公園がございます。まず、お手元の議案書の 27 ページをお開き下さい。今回基盤整備を行う西金沢駅周辺地区の全体の位置をご説明いたします。こちらが JR 北陸本線です。こちらが西金沢駅です。こちらが今回変更を行う西金沢駅通り線です。こちらも今回変更を行う松島西金沢線です。図面中央の赤で囲む地区が基盤整備を行う西金沢駅周辺地区です。

議案書 28 ページをお開き下さい。西金沢駅周辺地区の拡大図です。現在の駅舎が北陸新幹線建設に支障となり、2 階レベルの橋上駅舎として水色の位置に整備されます。議案第 265 号の西金沢駅通り線について説明いたします。当該路線は現在の駅と泉野々市線とを結ぶ重要な幹線道路として位置付けられています。青いエリアは既に都市計画決定されている駅前広場です。今回、北陸新幹線建設に伴い、駅舎位置の変更、バリアフリー化、交通の円滑化等を考慮し、当該駅前広場の施設配置計画を見直し、規模を 4,200 m²から 3,400 m²に変更します。次にこちらが松島西金沢線です。西インター周辺地区と西金沢駅周辺地区とを結ぶ重要な幹線道路です。こちらも北陸新幹線建設に伴い、西金沢駅の駅西側の主要な道路として既存と同じ幅員 16m を 270m 延伸させ、さらに終点到 3,200 m²の駅前広場を新設し、利用者の利便性向上及び歩行者の安全性向上を図るものとし、また終点位置が変わることにより、路線名を松島保古線から松島西金沢線に変更します。

次に議案第 266 号の西金沢駅前広場線です。北陸新幹線建設に伴い橋上化される西金沢駅の東西に位置する両広場を連絡し自由に通行できる、延長 90m、内空で 4.5m、総幅員 8 m の高架の歩行者専用道路を整備することにより、東西の一体化を図ることを目的として今回追加するものであります。全国でも整備されてきており、通称、自由通路と呼ばれております。

次に議案第 267 号の西金沢 2 丁目公園です。西金沢駅周辺整備計画に合わせて 0.14ha の公園を整備し、近隣住民の憩いの場を提供するため、新たに街区公園を追加するものであります。

こちらが、西金沢駅周辺の航空写真です。黒の点線が北陸新幹線建設のルートであり、現在の駅舎が支障します。手前赤い箇所が西金沢駅通り線の駅前広場です。奥側の赤い場所が松島西金沢線の駅前広場となります。赤い点線部分は延伸する松島西金沢線です。両方の広場を接続する黄色が西金沢駅前広場線、通称自由通路となります。横の緑色が西金沢 2 丁目公園となります。

こちらが、松島西金沢線の標準断面図です。車道 3 m、路肩 0.5m、歩道 4.5mの総幅員 16mとなります。下の交差点部分は、右折レーン 3 mが加えられ 19mとなります。

こちらが、今回整備予定の自由通路の断面図です。右が駅東広場でその区域内に北陸新幹線や北陸鉄道石川線があります。真ん中が J R 北陸本線でその上空に自由通路が整備されます。高さ 11m、線路上空の幅 45mとなります。北陸新幹線の手前で階段を降り、高架の下を通り駅前広場に接続する形態となります。

こちらが、既に整備された東金沢駅の事例写真です。また、こちらも同じく東金沢駅の内部の事例写真です。

こちらが、駅東側におけるイメージパースです。J R 西金沢駅と北陸鉄道新西金沢駅とのシェルターで結び、雨や雪が多い金沢の気候に配慮したいと考えております。

こちらは、西側におけるイメージパースです。新規で駅前広場が整備され、状況が一変されます。横には駐輪場、さらにその横には西金沢 2 丁目公園が整備されます。

なお、これらの案件は平成 20 年 2 月 8 日から 2 月 22 日まで公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上でございます。

会長

それでは、ただいま説明がありました内容について、質問とか、意見がありましたらお願いしたいと思います。

A 委員

自由通路については、自転車はどうしても通行不可なのでしょうか。それともう一つは、金沢駅までの需要はそれほど見込めないかと思いますが、パークアンドライド用の駐車場の整備計画は無いのでしょうか。

事務局

自転車につきましては、通行不可で現在考えております。此処周辺は高校生が多いということもあり、自転車の需要があるとは考えているのですが、自転車を押して通行してもらうことをどこまで守っていただけるのか、自由通路を渡られる高齢者の方々との接触事故が起こったりしないかを考えますと、駅の東西側に駐輪場を設けた上で、今回もまた自由通路は歩行者限定という形を考えたいと思っております。パークアンドライドの件につきましては、今後、例えば日本たばこ産業さんの敷地の将来の土地利用であるとか、様々な周辺の土地利用に合わせていく中で、別途考えさせていただきたく、現段階でパークアンドライドに見合うだけの用地を賄っていくのは非常に難しいものがあると思っております。なお、駅東広場につきましては整備面積を狭めておりますが、説明資料の青の四角い部分、現在は J R の月極駐車場となっておりますが、将来的にも駐車場として使われると聞いております。計画当初は地上駅であり、駅東広場はその前庭的な形として考えられていましたが、今回は橋上駅舎になるということで、2階に上がる分だけ広場を削るけれども、石川線との連続性と機能性を重視した結果、いびつな形での変更となっております。パークアンドライドは市単体ではできないので、J R の協力、例えば J R の駐車場を使わせていただくといったような協議を進めていく中で、将来的にパークアンドライドの検討を進めていきたいと考えております。

B 委員

自転車の件につきましては、原案審議の段階でも申しましたけど、非常に残念です。それは置いておき、橋上駅舎について、ターミナル的な意味での待合の考え方について、

駅東側にそういった施設ができるのかどうか、多少気になるところですけれども、ここで挙げることではないかもしれませんが、どうお考えですか。

事務局

自由通路は 24 時間使用できるので、東西に移動する際に自転車を押してでも使えないのかというご指摘は以前もいただきました。これにつきましては J R とも協議を進めていきたいとは思いますが、実態としましては東金沢駅、森本駅でも通勤・通学ラッシュの時に自転車を押して進めるというのは危険であるとの意見をいただいております。そして待合についてのご質問ですが、東金沢駅、森本駅でもそうですが、自由通路の中にも動線の邪魔にならない範囲で椅子を置くスペースを設ける予定です。石川線につきましては既存の駅舎がありますので、そちらを利用していただく形になるかと思っております。今後運用の段階になりますと、バス・電車の時刻表を相互にわかるような形でお示しをして、効率的な運用に努めていきたいと考えております。

A 委員

森本駅の場合ですと、バス停の前に待合がありますので、雨風をしのぐだけでなく、暖房設備もあって便利なのですが、森本駅の自由通路にも確かにベンチがあって座れるのですが、冬は寒いし、夏は暑くて待合という感じはあまりしないんですね。本来は J R 側にもきちんと囲いのある待合があった方が利用者に優しいのではないかという気がします。それをどこに求めるかということになると、自由通路は本来道路ですから、待合という考えでなく、逆に言えば J R 側に要求して、別途こうした施設を作ってもらうのが本来の筋ではないかと思っております。それがまず一点で、もう一点は非常に大きな話で、今ここで議論できる問題ではないし、実現可能かどうか難しいのですが、石川線を J R に乗り入れるというような構想、そのような希望もあるのではないかなと思っております。もし、そういう事が将来可能かどうかを検討されたのかどうか。例えば駅舎の位置を考える際に、そういった事も検討して、この位置に決めたのか、それとも無頓着だったのか、お聞かせ願えればと思っております。

事務局

J R の待合の件につきましては、良い環境を作りたいと思っていますので、今後も細かい交渉を進めていくつもりです。もう一点の石川線と J R の相互乗り入れの件につきましては、我々なりに検討は進めてきたつもりです。まず、北陸新幹線の開業が金沢駅までの段階では、J R のダイヤには全く隙間がありません。物理的に乗り入れることについても、新幹線の高架がない状態を前提に検討を行っており、西金沢駅から金沢方面、あるいは福井方面も含めて検討させていただいたのですが、正直な結果、多大な費用の設備投資が必要になってきます。それともう一点、石川線のカーブが非常にきつい形で曲がっているため、石川線自体を抜本的に触る覚悟をしない限り、鉄道線のまま繋ぐのは現実的に不可能という結論を我々としては考えております。そういった中で、もう一つの検討としまして、将来的に石川線を鉄道法から軌道法、ちょっと専門的な話になりますが、要は専用軌道で走る現在の鉄道という形から、道路上をそのまま走っていける、いわば路面電車については軌道法という法律に変わるので、こちらの方に移行した上で運用していくということについては、新幹線の高架の下を潜ってでも接続は可能になるかと思っております。前段で申しましたとおり、新幹線が金沢駅までの段階では、J R の福井方面のダイヤは今と変わらない形で続くと考えております。その際に石川線を繋ぐメリットとすれば、朝夕の通勤時であるとか、そういった時間帯に電車を乗り入れる隙間は前後含めて 5 分から 7 分位間が空いていないと、安全の関係上繋ぐこ

とができません。また、繋いだときに上り車線から下り車線に移行する二段階の分岐が必要となりまして、物理的に鉄道法のままでは限りなく不可能であると。新幹線が福井まで繋がらない限り、ダイヤに空く隙間がないということを考えますと、福井 - 金沢を含めた形での新幹線の高架構造を斜めに区切るということで、非常に高額な話になってきますので、それを市で請け負ってお願いをしていくよりも、そこまでのネットワークを検討する場合には、軌道法を基にすれば、物理的な可能性は残っているということで、現在整備を進めさせていただいております。

E 委員

二点お願いします。自由通路の幅員が 4.5m で計画されているとのことですが、計画交通量はどの程度の利用が見込まれているのか、数値的なものがわかれば教えていただきたいのが一点。そして駅西広場の整備に合わせて駐輪場を設置する計画ということで、非常に自転車の利用が多い地区であると思いますので、どの程度の整備を見込まれているのか、これも数値的なものがわかれば教えていただきたいと思います。

事務局

自由通路の利用者数ですが、利用される方を東側からの利用者、西側からの利用者、そして西側から自由通路を渡って石川線に乗る利用者、東西を行き来するだけの利用者と想定して、一日当たり約五千人が自由通路を利用すると考えております。参考までに将来の JR の乗降客数は、約四千六百人と予想しています。駅西側の駐輪場の台数は、三百台を計画していきまして、これも現在西側から東側に回って駐輪場に駐めている方や新規に西側を利用する方の利用者数を予測したものでございます。

会長

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、幾つかの意見が出たかと思いますが、今後の事業を進めていく上で参考意見として取り扱って頂いて、本案件通り答申として進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは「議案第 272 号 金沢都市計画 公園の変更(問屋町 3 丁目児童公園、問屋町第 2 児童公園、三口町第 1 児童公園)」について事務局から説明願います。

事務局

議案第 272 号 都市計画公園 問屋町 3 丁目児童公園、問屋町第 2 児童公園、三口町第 1 児童公園の変更についてご説明いたします。お手元の議案書、36 ページから 38 ページに計画書と図面が添付してございますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。まず、位置についてです。こちらが浅野川です。こちらが海側幹線です。こちらが北安江粟崎線です。こちらが諸江向粟崎線です。こちらが問屋松寺線です。そして、これらの道路に囲まれた中に、今回変更する 3 つの公園があります。

次に、こちらが区域図です。図面の緑色の部分が 3 つの公園です。これらの公園は、個々の土地区画整理事業により整備された公園であり、弓取川や道路を挟んで近接して配置しています。また、問屋町 3 丁目児童公園と問屋町第 2 児童公園は、開設後 40 年近く経過し、施設の老朽化が進んでいることから、再整備の必要性が生じています。

今回、このような背景から 3 公園を一体的な公園として再整備し、機能性や利便性の

増進を図るため、問屋町3丁目児童公園と三口町第1児童公園の管理棟の区域を廃止し、機能集約のために問屋町第2児童公園の隣の敷地と連絡橋の区域を編入するものです。

こちらは3つの公園の現況写真です。上から問屋町3丁目児童公園、問屋町第2児童公園、三口町第1児童公園です。

こちらは公園の計画図です。連絡橋の整備により、三口町と問屋町の往来が可能となります。

なお、当案件は、平成20年2月8日から2月22日まで公衆の縦覧の用に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上でございます。

会長

それでは、ただいま説明がありました内容について、質問とか、意見がありましたらお願いしたいと思います。

D委員

説明資料の38ページを見ますと、第1児童公園が一部分だけ面積減となっていますが、これは何か意味があるのでしょうか。

事務局

委員がご指摘になった場所には、地域の方々が自主的に使われる集会場があります。都市公園法上、防災の観点から必要があるならともかく、地域の方々のためだけの集会場が公園内にあるというのはいかかなものかということもあり、今回の変更にあたって統廃合をきちんとやっておこうということで、集会場の部分は廃止します。なおかつ第2児童公園を拡張し、歩行者専用の橋を架けて第1児童公園との行き来を可能にする、実は第1児童公園にはトイレがなく、またすぐ隣に保育園もありますので、子供さんが使う上でも安全に、一体的な利用ができるような形でお諮りした次第でございます。

F委員

今回廃止する3丁目児童公園ですが、今までどのくらい利用があったのでしょうか。また、これまでそこを利用していた方々のアクセスはどうなるのでしょうか。

事務局

今回廃止する公園はどちらかというと、遊具の無い原っぱのような所です。住宅地からは少し外れた工業団地の中にある公園でした。また、現在駐車場の敷地を第2児童公園へ今回追加することで、3丁目児童公園から道路を一本挟んですぐ第2児童公園を利用することが可能になりますので、アクセス上も問題ないと考えております。

G委員

第1児童公園の集会場のお話がありましたが、地元の町会から集会場の敷地をもう少し大きくしたい、もし敷地を増やせないのであれば、防災倉庫等を公園内に設置できないかといった要望があったかと思いますが、その後どういう形で決着をみたのか、わかればお聞かせ願います。

事務局

防災倉庫につきましては、各公園の中に設置してありますし、法的にも設置できるよう運用されております。集会場の敷地の件については、確認させていただきます。

事務局（緑と花の課）

地域からの要望も聞いておりまして、今回廃止した部分の中で 40 m²ほど広げられるようにしてございます。

会長

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。特にご意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

（異議なし）

会長

それでは「議案第 273 号 金沢市における特殊建築物(一般廃棄物処理施設)の敷地の位置」について事務局から説明願います。

事務局

議案第 273 号 金沢市における特殊建築物の敷地の位置についてご説明いたします。お手元の議案書、39 ページから 41 ページに計画書と位置図が添付してございますのでご覧下さい。

議案書 39 ページの理由にありますように、クリーンライフ株式会社中間処理場は、平成 6 年 2 月より、がれき類の中間処理を開始し、現在は廃プラスチック類・がれき類・木くず等を行う産業廃棄物中間処理場となっています。今回は、同じ敷地内において、新たに破碎施設と混合施設を設置し、事業系一般廃棄物に該当する木くずや青果物を処理するものであり、その処理能力が 1 日 5 t 以上となることから、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により、都市計画審議会に付議するものです。また、この施設計画については、すでに隣接者の同意を得ており、周辺町会（新館町町会）の説明会が終了しています。環境側との事前協議や関係法令等に係る調整も終了しています。

では、こちらのスクリーンをご覧下さい。クリーンライフ株式会社中間処理場の位置について説明します。位置は金沢市役所南東側約 5 km 離れたところにあり、都市計画の区域区分では、市街化調整区域にあたります。これは、中間処理場の区域図です。主要地方道 金沢湯涌福光線沿いにある図面の赤色の部分が中間処理場であり、近くには北陸電力田上変電所や一昨年開通しました朝霧大橋があります。また、敷地面積は約 2.5ha あります。今回は、すでに開設しているところに施設を設置するものであり、敷地面積に変更はありません。

これは、中間処理場の計画図です。現在の処理場には、前面道路側に 70 台収容の駐車場があり、搬出入口より少し中に入ったところに受付棟やトラックスケールがあります。今回は、破碎施設と混合施設を同じ敷地内に設置します。緑地については、現在、前面道路側の緑地帯や既存の山林等があります。

これは、既存施設の状況写真です。前面道路の幅員は 14m あり、搬出入口付近は見通しが確保されています。また、交通量については、現在の搬入搬出車両台数が 171 台、施設設置に伴う増加台数が 7 台であり、前面道路の交通容量と比べて非常に小さいことから、交通に支障が生じることはありません。

以上が、クリーンライフ株式会社中間処理場の概要でございます。

会長

それでは、ただいま説明がありました内容について、質問とか、意見がありましたらお願いしたいと思います。

Ｃ委員

説明資料をみますと、周辺環境に対する対処、関係町内会への説明会の実施等が終了しているとのことですが、実際に町会からどういった意見があったのでしょうか。

事務局（環境保全課）

町会からの意見としましては、今回設置する処理施設の必要性について、そして施設が追加されることによって騒音振動の影響が無いかどうかといった質問がありました。

会長

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。特にご意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

（異議なし）

会長

それでは「議案第 274 号 金沢市における特殊建築物(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置」について事務局から説明願います。

事務局

議案第 274 号 金沢市における特殊建築物の敷地の位置についてご説明いたします。お手元の議案書、42 ページから 44 ページに計画書と位置図が添付してございますのでご覧下さい。

議案書 42 ページの理由にありますように、アクアクリン株式会社は、平成 19 年 5 月より当該敷地において医療器具等のリサイクルの中間処理を行う産業廃棄物中間処理場を営んでいます。今回、施設の稼働時間を 8 時間から 24 時間に延長することに伴い、廃プラスチック類の破碎機の処理能力が 1 日 14.1t となり、その処理能力が 1 日 6 t を超えることから、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により、都市計画審議会に付議するものです。また、この施設計画については、すでに周辺への説明会や環境側との事前協議、関係法令等に係る調整も終了しています。

では、こちらのスクリーンをご覧下さい。アクアクリン株式会社の位置について説明します。当該地は湊 1 丁目に位置し、近くには河北潟があります。用途地域区分では、工業専用地域にあたります。これは区域図です。図面の赤色の部分が該当する場所です。当該地は、都市計画道路臨港線に面しており、敷地面積は 7,675 m²あります。今回は、すでに設置されている施設の稼働時間を延長するものであり、敷地面積に変更はありません。これは平面図です。現在の敷地内には、36 台収容の駐車場があります。緑地は、すでに敷地の外周部に配置されています。これは施設配置図です。写真の建物の屋内に、すべての処理施設が設置されています。赤色の部分に、今回対象となる廃プラスチック類の破碎施設が設置されています。これは状況写真です。前面道路の幅員は 25m、搬出入口は幅 10m となっており、見通しが確保されています。また、交通量については、現在の搬入搬出車両台数が 9 台、施設設置に伴う増加台数が 7 台であり、搬出入ルートの交通容量と比べて非常に小さいことから、交通に支障が生じることはありません。

以上が、アクアクリン株式会社の概要でございます。

会長

それでは、ただいま説明がありました内容について、質問とか、意見がありましたらお願いしたいと思います。

C 委員

河北潟に近い産廃処理施設ということで、工場排水が河北潟に流れ込むことの無いよう、しっかりとした指導をお願いしたいのですが、その辺はどうなっていますか。

事務局（環境保全課）

今回の施設につきましては、工場排水が出るものではないので、河北潟に影響はありませんが、委員の仰るとおり、今後もこういう施設を環境法令に基づいて監視・指導していきたいと思っております。

F 委員

二点お聞きしたいことがあります。一つは議案書の文章の中で、処理能力を 4.7t から 14.1t に変更することで、環境負荷の低減に寄与するという意味がよく分からなかったのというのがまず一点です。もう一つは、緑地がすでに敷地の外周部に配置されているという説明があったと思いますが、写真を見た限りでは、どの辺が緑地化されているのかよく分からなかったのですが。

事務局

環境負荷の低減に寄与するものといえますのは、市全体として考えたとき、こうした処理施設ができることで、不法投棄につながらないといった意味合いで書かせていただいております。この施設自体が直接環境保全に寄与するという意味ではございません。もう一つ、緑地の件ですけれども、低木類で緑地空間を設けることが一つの基準になっており、必ずしも高木である必要はなく、状況写真を撮る際にその辺を意識していなかったのが分かりにくかったと思いますが、前段のクリーンライフのように山間地でなく、こちらは海沿いということもあり、緑地が目立ちにくい状況ですが、今後の指導の中で高木類をお願いするとか、そういった働きかけはしていきたいと考えております。

F 委員

平面図を見ますと、敷地の右側にも何か計画があるのでしょうか。

事務局

現在は建物は建っていませんが、将来計画していると聞いております。

F 委員

以前の審議会でも審議した施設が近くにありましたね。

事務局

はい。今回の施設と隣接した位置にあります。

F 委員

河北潟に面したところでもあるので、景観にも配慮して欲しいと以前に申し上げたかと記憶していますが、この処理施設も河北潟に配慮していただきたいと思えます。また、このような廃棄物は産業廃棄物として処理されることになっているものなので、環境負荷の低減に寄与するという記述はどうなのかなと思えます。

B 委員

河北潟に面していますので、近隣市町村にも縦覧は行っていないのですか。

事務局

この議案につきましては、都市計画審議会に付議するというので、縦覧手続きが必要なものではありません。ただ、こういった施設ですので、地域周辺の方々にお知らせするのは当然必要になってきますが、法的に縦覧が必要なものではございません。

B委員

説明は他の自治体に対しても行ったのですか。

事務局

今回の案件につきましては、河北潟を囲んだ他市町村には説明は行っていません。工場排水を出す施設では無いこと、また立地場所は工業専用地域で、本来そういった工場が稼働される場所だと認識しておりますので、特段ご案内はかけておりません。

会長

ほかはよろしいですか。それでは、先ほど 41 ページの、環境負荷の低減に寄与するという文章は私も表現が少しおかしいと思いました。ここだけの話ではないというふうに理解したつもりですが、その点については表現を調整した方が良いかと思えます。あと特に強い意見は出なかったと思いますが、幾つか出た意見につきましては、今後の事業を進めていく上で参考意見として取り扱って頂いて、本案件通り答申として進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは、続きまして、前回までに審議いただきました計画案件について諸手続きがなされておりますので、事務局から報告を受けたいと思います。

事務局

案件結果報告を申し上げます。議案書のいちばん最後になります。45 ページをお開きください。平成 19 年 8 月 30 日開催の第 54 回都市計画審議会に付議されました、議案第 248 号「都市計画道路の変更(鈴見新庄線、今町鈴見線、小立野鈴見線)」につきましては、平成 19 年 12 月 4 日付けで石川県告示番号 248 号として、また議案番号第 254 号「特別用途地区の決定(大規模集客施設制限地区)」につきましては平成 19 年 11 月 30 日付けで金沢市告示番号 271 号として決定告示がなされております。また、平成 19 年 10 月 17 日開催の第 55 回都市計画審議会に付議されました、議案第 256 号「市街化区域及び市街化調整区域の変更(大友地区、大河端地区)」につきましては、平成 19 年 12 月 14 日付けで石川県告示番号 498 号として、また議案第 258・259 号「土地区画整理事業の決定(金沢市副都心北部大友土地区画整理事業、大河端土地区画整理事業)」につきましては平成 19 年 12 月 14 日付けで金沢市告示番号 288 号として、議案第 257 号「用途地域の変更(大友地区、大河端地区)」ならびに議案第 260 号「道路の変更(直江大河端線)」ならびに議案第 261 号「公共下水道の変更(臨海処理区)」につきましては、平成 19 年 12 月 14 日付けで金沢市告示番号 289 号として決定告示がなされております。

(これ以降の議事録は、意思形成過程のため非公開としております。)